

第14回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月24日（金）午前9時30分から10時30分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	3番	久保田	力雄	4番	砂坂 浩一郎
	6番	寺内	秀昭	7番	河野 律雄
	8番	古市	道則	9番	中畠 一三
	10番	中之園	堅二郎		

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田	善昭	ロ.	中園	廣行
ハ.	中峯	哲義	ニ.	片板	大作
ホ.	雨田	俊孝	ヘ.	原田	晃生
ト.	小脇	尚武			

4. 欠席委員

農業委員	5番	小山	幸良
------	----	----	----

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ.	向井	克巳
----	----	----

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第14号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

議案第5号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見について

報告案件

報告第1号 農用地等の利用権の合意解約について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 直樹
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係	日高 美保
農地集積支援員	牛野 学

総合農政課 農業再生対策係長 小川 浩輝

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
議席番号5番 小山幸良委員、農地利用最適化推進委員 向井克巳推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第14回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号7番 河野律雄委員、8番 古市道則委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第14号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
事務局 資料2ページをお開きください。
議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和3年9月30日を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権2件・農地中間管理権4件を定めたいので承認を求めるものです。
資料は3ページをご覧ください。
まずは基盤法による利用権設定です。期間の始期を令和3年10月1日から令和8年9月30日の5年間を終期とするもので、畑●●㎡の2件となっております。
それでは資料4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
整理番号1番。利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 A・94

歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B・55歳です。Bの経営面積は●●㎡。申請地は〇〇字△△××番、地目は畑で面積は●●㎡。甘藷を作付けし、5年間の賃貸借で賃借料は年間10アール当り〇万円、現金払いの再設定です。図面は5ページに添付しておりますのでご確認ください。

続いて整理番号2番ですが、利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 C・86歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D・59歳です。Dの経営面積は●●㎡。申請地は〇〇字△△××番と××番。地目は畑で面積は●●㎡。甘藷を作付けし、5年間の賃貸借で賃借料は年間〇万〇千円の現金払いで新規設定です。図面は6ページに添付しておりますのでご確認ください。

7ページをご覧ください。農地中間管理権の設定です。公告年月日は基盤法によるものと同様で令和3年9月30日。期間は令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間で地目は畑が1筆です。それから、令和3年10月1日から令和9年11月30日までの6年2月が1件で地目は畑が1筆。令和3年10月1日から令和13年9月30日までの10年間で2件で地目は畑の3筆です。

8ページをお開きください。計画内訳書の説明をします。

整理番号1番は、〇〇××番地 Eから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Fが耕作者となっております。土地の所在が〇〇字△△××番と〇〇字△△××番、面積は2筆合計●●㎡でさとうきびの作付けを行い賃借料は年間10アール当り〇万円で期間は10年間です。

次に整理番号2番は〇〇××番地 Gから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じHへの貸し付けです。土地の所在は、〇〇字△△××番で●●㎡、賃借料は年間10アール当り〇千円です。

整理番号3番は〇〇××番地 Iから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じJで面積は●●㎡の内●●㎡です。

9ページをご覧ください。整理番号4番です。北海道札幌市北区〇〇ー〇〇 K・62歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じLへの賃貸借です。面積は●●㎡の内実際使用する●●㎡で、年間10アール当り〇万円の新規設定です。なお、図面は10ページから14ページに添付してありますのでお目通し願います。

賃借権及び中間管理権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、11 番委員。

11 番委員 9 ページの整理番号 4 番、●●㎡の内実際活用する●●㎡の賃貸借とありますが、残りはどんな形になっているのでしょうか。

議 長 はい、事務局。

事務局 航空写真を添付すれば良かったんですが、図面は 14 ページになりますけれども、実際ここの土地については、木が覆ってしまっている部分があって、耕作に適さない場所があるということで、有効活用できる部分は図面でいうと真ん中に家・宅地があるんですが、この宅地に向かって右側を使用するというので、左側はほとんど使わないという状況になっておりますので、その部分の●●㎡ということで、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

議 長 11 番委員、よろしいでしょうか。

11 番委員 残りは残しておくということですか。

議 長 はい、事務局。

事務局 L の方では一応たたいては頂いているようですが、実際作ってはいないという状況です。

11 番委員 分かりました。

議 長 他に質疑はございませんか。

(挙手あり)

議 長 はい、7 番委員。

7 番委員 同じ内容ですけど、9 ページの 1 件と 8 ページの整理番号 3 番についても全く同じ内容ですけど、中身は一緒のことですね。

事務局 議長、よろしいですか。

議 長 はい、事務局。

事務局 図面 13 ページになりますが、13 ページの部分でいうと枝番××のほぼ下の方だけ使い、残りの上の方は管理するという話になっておりました。以上です。

議 長 7 番委員、よろしいですか。

7 番委員 はい。

議 長 他に質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人：M、

譲受人：Nを議題にします。

事務局

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。資料15ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、群馬県桐生市〇〇番××号 M。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、資料16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は17ページから添付しています。

この件につきましては、9月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を私の方で行います。

12番委員

整理番号1番。この農地は今回地籍調査が入りまして、以前から名義変更がなされていなかったため、今回名義変更するに至った訳です。この農地はNさん名義になる訳ですけれども、Nさんは高齢のために農業を辞めていらっしゃると思います。現在、Oさんが耕作しておりますので、何ら問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、貸人：P、借人：Qを議題にします。

事務局

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。資料22ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求め

るもので、転用申請が1件です。

借人が、南種子町〇〇××番地 Q。

貸人が、南種子町〇〇××番地 Pです。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は田。地積は●●㎡です。

転用計画としましては、令和3年10月から令和4年1月までの一時転用になります。

転用目的が現場事務所及び駐車場です。

転用事由の詳細としまして、「鹿児島県発注工事で使用する現場事務所を設置するため。」とのことです。

周囲の状況につきましては、申請地周辺は町道と用水路に挟まれており、北側に県道となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(一) 造成計画は、現状のままで利用する。

(二) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。

(三) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 2.0m程度設ける。

(四) 用排水計画として、雨水は水路放流となっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第1種農地」に該当し、4ヶ月間、〇万〇千円の賃借権設定によるものです。

参考資料は23ページから添付しています。

この件につきましては、9月10日 農地部長・担当委員・事務局で現地調査を行い、申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を私の方で行います。

12番委員 現在、〇〇地域の土地改良事業が入っております。その工事のための事務所でございます。昨年もこの同じ場所に事務所を構えておりましたけれども、今回も引き続き一時転用で事務所を構えた訳でございます。3社入っていますが、代表でQが申請を行った訳でございます。この書類では期間が令和4年1月までとなっておりますが、工事が終了したら元通りの農地に戻すということで約束をしております。

残った土地についても草が生えておりましたので、綺麗に使用するようをお願いをしたところ、現在綺麗に使用しております。以上です。

議長 長 説明を終わります。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、11 番委員。

11 番委員 一時転用ということですが、土地改良事業はまだ何年も引き継ぐと思うんですが、その度に一時転用を申請することになるんでしょうか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 今回の土地改良事業については、Q、R、Sがやります。今回の土地改良事業で中線から小学校寄りにはほぼ終わるということで、次年度もここに現場事務所を設けるんですかと尋ねたところ、次年度は別の工区に行くので今回までとのことです。以上です。

11 番委員 分かりました。

議 長 他に質疑はございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇字△△××番 外26筆を議題にします。
それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いいたします。事務局。
資料30ページをお開きください。

事 務 局 議案第4号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。
次の土地は、現地調査の結果農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。
整理番号1番、台帳所有者が熊毛郡南種子町〇〇××番地 T。
土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、台帳地目が田、地積は●●㎡です。外26筆で計27筆、地積合計が●●・●●㎡になります。
この27筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。
この件につきましては、9月10日の現地調査において、会長・農地部長、3番委員、二推進委員、事務局で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「はい。」の声あり)

議 長 はい、11 番委員。

11 番委員 全部〇〇地区ということになっておりますが、これで大体〇〇地区の整

理が終わるとい判断をしていますか。

事務局

今回 27 筆と普段よりは多いですが、これでも〇〇地区の 1 パーセント、2 パーセントぐらいです。何故かという昭和時代の構造改善の耕作されてない田んぼ、〇〇に行く道の右側に沢山土地がありますので、そこら辺を調査すると恐らく 100 筆、200 筆になるかと思います。

11 番委員

まだ沢山残っているんですね。

事務局

はい。

11 番委員

分かりました。

議長

現地調査の当日に農地利用最適化推進委員にも来ていただきましたけれども、何か感想はございますか。二推進委員。

二推進委員

何回も調査していて、早く決めてもらえたらいいのにとおもいます。

議長

はい。ありがとうございました。

質問は他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 4 号については原案のとおり決定いたしました。

議長

議案第 5 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見について、を議題にします。

それでは総合農政課より議案第 5 号の説明をお願いいたします。総合農政課農業再生対策係長。

農業再生対策係長

それでは議案第 5 号について、私の方からご説明いたします。

まず今回の見直しの必要性についてですが、これにつきましては、農業経営基盤強化促進法第 5 条に基づきまして、鹿児島県の方が基本方針を定めることになっております。

この基本方針というのが概ね 5 年ごとに見直しをするようになっておりました、今回県の方が 3 月に方針を見直したということになります。これに基づきまして同法第 6 条に則って市町村は基本構想を定めるということになっております。ですから今年 3 月に県が見直したことによって県内すべての市町村は今基本構想の見直し作業を行う必要が生じたということでございます。

次に主な見直しの検討事項についてご説明いたします。

主な検討事項として 4 点あるんですが、まず 1 点目です。

効率的かつ安定的な農業経営の指標としまして、年間所得目標と労働時間であります。これについては認定農業者の認定に対する数字的な目安ということになります。

資料の 1 ページから 1 ページの 3 の方に、1 ページの下の方ですが、こ

ここに記載しております、主たる農業従事者 1 人あたり 360 万円、年間労働時間 2 千時間というところになります。

次いで 2 点目なのですが、これについては新たに農業経営を営もうとする青年等の指標ということで、いわゆる新規就農者になります。この年間所得目標と労働時間ということになります。

新規就農者の認定に対する数字的な目安となります。資料は 2 ページの番号 5 となっております。こちらに主たる農業従事者 1 人あたり 150 万円程度、年間労働時間 2 千時間ということになります。

続いて 3 点目の検討事項になりますが、資料 5 ページから 12 ページまでずっと書いてあるんですが、営農、売り方について検討をしております。

それから 4 点目は資料 13 ページから 13 ページの 1 と書いておりますけど、ここに農用地の利用集積に関する目標についてということで、そこを検討したところでございます。また詳細については後ほどご説明をいたします。

続いて今後の見直しについてのスケジュールですが、今この本案を現在町ホームページの方にアップしまして、パブリックコメントを実施しておるところでございます。

同時に本日の農業委員会様とあと種子屋久農業協同組合様へ意見照会をしております。

これらを踏まえまして、その後鹿児島県熊毛支庁との協議を行いまして、県の同意を得た時点で公告を行うという手続きになります。

策定の目標時期につきましては、本年度 12 月中に策定を終了したいと考えております。それでは個別に見直しのポイントをご説明いたします。

まず資料 1 ページから 4 ページについてですが、第 1 の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針についてです。ポイントとしましては、1 点目 2020 年度の農林業センサス等の最新の統計データに基づく数値の修正、それから農地利用集積円滑化事業の廃止がありましたので、この廃止に伴う修正を行っているところでございます。

そして認定農業者の所得目標についてですが、鹿児島県についてはこれまで 420 万円だったものを、今回の見直しで 10 万円上方修正しまして 430 万円に修正しております。県の方は労働時間については 2 千時間ということでこれまでと変更はございません。

そして南種子町の所得目標としましては、これまで 360 万円という金額でございました。今後これをどういうふうにするかということで内部検討しまして、町全体の平均農業所得、それから現役世代の農業以外の平均給与所得、それから県の市町村所得推定値、国の厚生労働省の賃金構造基本調査というのがございます。

それから南種子町の 20 代から 50 代の認定農業者の平均所得、種子島島内の状況、これらを調査しまして、内部で検討した結果、360 万円を上方

修正するのは非常に厳しいと判断をしまして、据え置くという案に本日提案をさせていただいております。これについては、あくまでも指標ということですので、目標数値が高すぎても原因分析はできませんし、また低すぎて簡単に目標達成しても逆に分析はできないということで、これまでの360万円をこのまま据え置こうという提案でございます。

また、労働時間についても現行通りの2千時間ということで提案をさせていただいております。

これを基準に新規就農者の所得目標について検討しました。

新規就農者については認定農業者の農業所得の目標の概ね4割ということで設定をしております。これについても、150万円を据え置くという案で本日提案をしております。

これまでの新規就農者の実績数値もこちらで把握しておりますので、それらを考慮した時に据え置きの方が適当であるという判断をしたところでございます。

続いて資料5ページから9ページになります。

第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本指標ですが、今回の見直しについてですね。これまで水稻複合型が2つあったんですが、これを1つにまとめてございます。ですからこれまで営農類型というのが14あったのを13に変更したところでございます。

続いて資料10ページから12ページの第3の新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標についてです。営農類型については9つあったのを今回1つ増やしまして10にしております。

理由としましては、ここ数年新規就農者の希望の中でヒサカキ等の営農類型があったため、今回新たに花き専門型を増やしたところでございます。これについては認定農業者の方も検討したところなんですけど、県の方も今回の見直しで経営管理指標というところにヒサカキを新設しております。今後この県の方でも数字の実績数値が出てくると思いますので、認定農業者の新設については、次回の見直しの時に再度入れるかどうかを検討してはどうかというふうに事務局としては検討したところでございます。

なお、この営農類型については、あくまでも参考指標ということでございます。この類型がこの通りだからしないのではなくて、あくまでも参考となる指標ということですので、ご承知おきいただきたいと思います。

続いて資料13ページから14ページの第4についてです。

1の表の中の「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標を「令和12年度」までに「70パーセント」と設定をしたところでございます。

県の基本方針については令和12年度までに「90パーセント」ということで設定をしてきておりますが、国につきましては、現「21パーセント」という状況でございます。これを12年度まで県に合わせた90パーセント

に持っていきたいところですが、ちょっとこれは高すぎるだろうということで、内部検討しまして、これまで通りの現行「70パーセント」と設定をしたところでございます。

最後に資料14ページから26ページまでの第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項についてなんですけど、これについては農地中間管理事業の推進に関する法律が一部改正されまして、先ほど申し上げたとおり、農地集積円滑化事業が廃止されたことに伴う項目の削除が主な修正となります。

主な説明及び変更点については以上になります。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 11番委員 はい、11番委員。
ざっと目を通しましたが、計画ですからこんなもんだらうと思います。それで3ページ、上から4行目から13行目あたりまで、農業委員会の取り組む目標及び内容が書かれています。

その中で1集落または数集落を単位とした土地利用調整を全町的に展開して集団化・連たん化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める、というのが書かれています。現在集落単位でのこういう取り組みを農業委員会としてはしておりませんので、今後どうするのか、書いてあるからやらないといけないと思うが、今後の対応として心配だなという気がしたので皆さんどう考えるのかと思って質問をしたところです。以上です。

議長 11番委員 これをどうこうせよということではない。
もし、そういう取り組みをすることがなければ、はっきりと削除した方がいいのではないか。

議長 いいですか。人・農地プランをやっていますが、それと関係ないんですか。農業再生対策係長。

農業再生対策係長 確かにご指摘の通り、1集落の話し合いは実際しておりません。会長がおっしゃるように、人・農地プランという話し合いを進めております。その人・農地プランの区割りとしましては8校区でやっているが、色んな事案が発生した場合は分割して話をしなければいけないという事態も出てくるかと思っております。

人・農地プランについても、また今後国の方が制度の改正を恐らくいつてきますので、その時にこちらに書いております、数集落と書いていた方が無難だと私も思いますけど、適切でなければ、本日いただいた意見を元に修正をしたいと思っております。

- 議 長 11 番委員、それでよろしいでしょうか。
- 11 番委員 農業新聞なんかを見ると全国各地でこのような取り組みをしているところがありますよね。それを南種子町の場合はあるかと思いますが、例えば〇〇地区が土地改良事業をしますから、それに合わせて集団化を図るといような手続きをすれば、取り組めるかなと思うし、計画の中ではこのままでよろしいかと思ったりします。
- 議 長 はい、懇談に入ります。
- 議 長 懇談を解きます。他に質疑はございませんか。
(「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。
議案第 5 号については原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 報告第 1 号 農用地等利用権の合意解約について、事務局より説明をお願いいたします。事務局。
- 事 務 局 資料 46 ページをお開きください。
農用地等の利用権の合意解約についての報告第 1 号です。次のページをご覧ください。47 ページに基盤強化法による農用地の利用権設定した賃貸借の合意解約について報告を受けたので読み上げます。
今回は 1 番から 4 番まで貸人は異なりますが借人は 4 件とも J です。解約日は令和 3 年 8 月 31 日です。次のページに詳細を記載してありますのでご覧ください。
1 番の貸人は〇〇××番地 U・68 歳で、土地の所在は〇〇字△△××番、地目が畑、面積は●●㎡。2 番の貸人は〇〇××番地 V・86 歳で、土地の所在は〇〇字△△××番及び××番、地目はともに畑で、面積は 2 筆合計●●㎡。
3 番の貸人は W・72 歳、土地の所在は〇〇字△△××番、地目が畑で●●㎡です。最後 4 番ですが貸人が X で、土地の所在は〇〇字△△××番と××番、面積は 2 筆合計●●㎡です。1 番から 4 番の 4 件 6 筆の合計面積は●●㎡です。この 6 筆については、たばこ畑であった訳ですが今後の耕作については未定であり出来る限り荒らさないようにという思いはありますが、砂地のため耕作できる作物も限られており今後が心配されます。委員の皆さんのご協力を仰ぎ、今後も有効活用できるように情報提供などをよろしくお願いいたします。
以上、合意解約の報告について説明を終わります。以上で説明を終わります。

- 議 長 報告が終わりました。質疑ありませんか。
- 議 長 事務局からもありましたけれども、私も担当委員として砂地なので作られる作物が制限されてきます。それで皆さんの良い知恵をよろしく願います。他にないですか。
(「はい。」の声あり)
- 議 長 はい、11番委員。
11番委員 Jさんは、たばこ専業農家を辞めることになったんですが、農業を辞めるのではなく他の作物に転換するということですから、今後の経営形態が分かっていたら教えてください。
- 議 長 はい、事務局。
事 務 局 たばこ農家は辞めないです。ただ、中種子町の乾燥場の施設の規模の関係とかで、今〇〇まで作ってしまうと受け入れができないみたいな話を聞いております。それで〇〇を減らしたくはないんですけど、現実減らさなければならぬので、〇〇の方には今までYさんが作っていた畑、〇〇自治公民館の畑を耕作することになったのでこれまでと面積的には変わらないのですが、〇〇地区の方には泣く泣く手放す形になってしまって、〇〇から〇〇の方、なるべく向こうの方ということで、集積集約した形になります。11番委員がおっしゃったようにトウモロコシとか他の作物も継続して耕作するということです。
あくまでも中種子町の施設の受け入れ態勢とかによるもので、〇〇地区を手放さなくてはならなくなったということです。
- 11番委員 分かりました。
- 議 長 他にございませんか。無いようですので報告案件を終わります。
- 議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。